

公益社団法人長野県教育文化厚生協会 会議室貸出規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人長野県教育文化厚生協会の定款第 5 条に基づき、貸室の運用基準を定め、過失の適正な運用を図ることを目的とする。

(公益目的との整合性)

第 2 条 この法人は、公益社団法人として、勤労者の福祉の向上を期すための福利厚生事業を推進し、勤労者の労働環境の向上、勤労意欲の増進を図ることにより、地域経済の振興・発展に寄与する事業及び青少年の健全育成及び自立支援を中心とした教育関連事業を行うことを公益目的としており、貸室の貸出しは、この公益目的に整合した運用を行うこととしている。

2 会議室の貸出しは、原則として全ての者に行う。

3 前項の規定にかかわらず、公益目的のための利用者には優先的に貸し出すこととする。

(会議室の貸出)

第 3 条 会議室の貸出日は、平日の午前 9 時から午後 9 時まで、土日の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、毎月第 2 日曜日、8 月 13 日から 8 月 16 日、12 月 29 日から 1 月 3 日及びこの法人が指定する休館日は除く。

2 利用の受付は、来館、電話及びインターネットによるものとし、いずれの場合も申込書を提出する。

(利用料金)

第 4 条 利用料金は、公益目的利用と一般利用に区分し、料金を設定する。

2 利用料金等については、(別表) 利用料金表に従う。

3 利用料金の納入は、利用予定日の前日までに、銀行振込又は現金支払いとする。

(利用者の義務)

第 5 条 利用者の責による会館設備・什器備品の損壊又は著しい汚損等については、この法人が指定する内容で実費弁償を行うものとする。

2 会館の付属設備の利用又は機器及び飲食物の持ち込みにあたっては、事前に届け出ることを要する。また、申込書の記載内容に変更が生じた場合も同様とする。

3 その他、この法人の指示に従い、利用条件を遵守する。

(禁止事項)

第 6 条 禁止事項は次の通りとする。

- (1) この法人の承認しない提示、物品販売、募金活動、宣伝、模様替え、その他会館に悪影響を及ぼす行為
- (2) 会議室での喫煙
- (3) 届出のない機器、悪臭・異臭・発火の危険性のある物品、飲食物の持ち込み
- (4) その他会館の使用上不適切な行為

(キャンセル料)

第 7 条 キャンセル料は次の通りとする。

- (1) 利用日の 8 日以上前 無料
- (2) 利用日の 7～2 日前 利用料の 50%
- (3) 利用日の前日と当日 利用料の 100%

ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

(改正)

第 8 条 この規程は、必要と認められた場合、理事会の決議により改正することができる。

附則

この規程は、2017 年 2 月 10 日から施行する。

(別表) 利用料金表

会議室	収容 人数	時間 種別	9:00	13:00	17:30	9:00	13:00	9:00
			~12:30	~17:00	~21:00	~17:00	~21:00	~21:00
中会議室	60	公益利用	2,600	3,100	3,100	5,100	5,600	7,900
		一般利用	2,900	3,400	3,400	5,600	6,200	8,700
		冷暖房費	900	900	900	1,600	1,600	2,400
大会議室	120	公益利用	5,300	7,100	7,100	10,500	12,100	16,600
		一般利用	5,800	7,800	7,800	11,600	13,300	18,300
		冷暖房費	1,700	1,700	1,700	2,900	2,900	4,400
第1会議室	18	公益利用	1,500	2,000	2,000	3,200	3,600	5,000
		一般利用	1,700	2,200	2,200	3,500	4,000	5,500
		冷暖房費	500	500	500	900	900	1,300
第2会議室	10	公益利用	1,400	1,800	1,800	2,800	3,300	4,500
		一般利用	1,500	2,000	2,000	3,100	2,600	5,000
		冷暖房費	500	500	500	900	900	1,500
第3会議室	30	公益利用	2,300	3,100	3,100	4,600	5,300	7,200
		一般利用	2,500	3,400	3,400	5,000	5,800	7,900
		冷暖房費	800	800	800	1,500	1,500	2,300

沿革

2017年2月10日 一部改正